

# 平成29年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月1日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建 設 水 道 部 長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 仁 志
書 記	中 野 妙 子
技 師	高 橋 英 将
主 事	水 谷 哲 也

1. 議事日程（第1号）

平成29年9月1日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 議席の変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 第4号報告 平成28年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第7 第5号報告 平成28年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第8 第41号議案 笠松町こども館条例について
- 日程第9 第42号議案 岐阜市及び笠松町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第10 第43号議案 円城寺雨水調整池整備工事請負契約の締結について
- 日程第11 第44号議案 下門間汚水幹線・北及汚水幹線管渠埋設工事請負契約の締結について
- 日程第12 第45号議案 新学校給食センター配膳器具等の売買契約の締結について
- 日程第13 第46号議案 新学校給食センター給食用備品等の売買契約の締結について
- 日程第14 第47号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 第48号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第49号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第17 第50号議案 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第51号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第52号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第53号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 第54号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 第55号議案 平成28年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開会 午前10時00分

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成29年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 議席の変更について

○議長（古田聖人君） 日程第1、議席の変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、ただいま御着席の議席に変更いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（古田聖人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美 議員

8番 安田敏雄 議員

---

#### 日程第3 会期の決定について

○議長（古田聖人君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

---

#### 日程第4 諸般の報告について

○議長（古田聖人君） 日程第4、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 仁志君） 監査委員より、平成28年度5月分、平成29年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（古田聖人君） 理事者の報告を求めます。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事請負契約の締結であります。笠松中学校の北舎屋上防水改修工事1件と、松枝処理分区の57工区管渠埋設工事が1件、そして下水道工事で松枝57工

区に伴う排水管と排水補助管布設、及び布設替工事が1件、そして下門間の污水幹線・北及の污水幹線管渠埋設に伴う配水管の布設替工事が1件、以上4件であります。この契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、お手元の議案資料をお目通しいただきたいと思っております。

○議長（古田聖人君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第5 議員派遣の件について

○議長（古田聖人君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件については、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

---

#### 日程第6 第4号報告、日程第7 第5号報告及び日程第8 第41号議案から日程第22号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第6、第4号報告、日程第7、第5号報告の2報告及び日程第8、第41号議案から日程第22、第55号議案までの15議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただきました案件について御説明を申し上げます。

まず、提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告が1件と、資金不足比率の報告が1件、それから笠松町こども館条例についてが1件、岐阜市及び笠松町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてが1件、円城寺雨水調整池整備工事請負契約の締結についてが1件、そして下門間污水幹線・北及污水幹線管渠埋設工事請負契

約の締結についてが1件、そして、新学校給食センター配膳器具等の売買契約の締結についてが1件、また新学校給食センター給食用備品等の売買契約の締結についてが1件、そして平成29年度一般会計ほか2件の補正予算、計3件と、平成28年度一般会計ほか4件の決算認定、計5件と、平成28年度水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分1件、以上、報告を含め、17件の案件であります。

この案件につきましては、副町長及び担当部長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古田聖人君） 副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案の1ページの第4号報告 平成28年度笠松町健全化判断比率の報告についてから、順次御説明申し上げます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員さんの意見を付して議会に報告するものであります。

まず、一番左の実質赤字比率につきましては、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字額がないためハイフンの表示となっております。なお、国が示す早期健全化基準は15%であります。

そして、次の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合でございますが、連結実質赤字額がこちらもございますので、ハイフンの表示となっております。国が示す基準は20%であります。

それから、実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。5.9%でありました。国の基準は25%でございます。

最後の将来負担比率でございますが、こちらは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。95.2%でありました。国が示す基準は350%であります。

以上、平成28年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

2ページの第5号報告 平成28年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

こちらは、公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会計、下水道事業特別会計とも資金不足額がないためハイフンの表示となっております。

す。

続きまして、議案の3ページから4ページにわたっております第41号議案 笠松町こども館条例についてであります。

現在、子育て支援業務の利便性や効率化を図るため、子育て支援センター業務の一部を児童館に一元化し、児童館を地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点と位置づけ、多くの子育て中の親子が利用しやすい施設となるよう整備を進めており、地域の子育て支援の充実とよき細かな子育てサービスを提供する新たな施設としてスタートするに当たり、新規条例として制定するものであります。

実質的には、子育て支援業務の再編として、本年度より既に子育て支援業務を始めておりますが、このソフト面に加え、ハード面でも整備を進めており、11月には施設改修も完了する見込みとなりましたので、新年度より正式にこれまでの児童館を改変して、地域子育て支援拠点として新たに設置し、名称もより親しみが感じられる「こども館」とするものであります。

なお、これに伴い、地域子育て支援拠点事業、今までの子育て支援センター事業ですが、これとして引き続き子ども・子育て支援交付金、国から3分の1、県から3分の1を受けられることとなります。

新条例は、全体として8条立ての構成となっております。

現行の児童館条例では、児童福祉法第35条第3項を設置の根拠としており、利用対象も児童福祉法でいう児童、つまり18歳未満に満たない者と捉えがちでしたが、新条例では法律等の根拠条文をうたわず、第1条で設置の根拠として地域における子育て支援の拠点とするとともに、子供に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするためとさせていただきました。

今後は、児童福祉法の児童の分類、乳児、幼児、少年の3分類がされていますが、その中の乳児、それから幼児とその保護者を主たる対象とするものであります。といいましても、18歳未満の今までの少年等を拒むものではありません。そして、現行条例ではうたっておりませんが、第3条にこども館の事業としてそこに別記してございますような事業を明記させていただきました。

その他の条文は、他の施設の設置条例と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

施行期日は平成30年4月1日で、現在の児童館条例は廃止いたします。

交付の日から施行日までは準備期間とするものでありまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在、空調設備、授乳コーナー及び駐車場等、子育て支援拠点としての施設整備を実施しており、あわせてこども館の表示もさせていただきます。

そして、公共施設巡回町民バスのバス停表示、あるいは広報、ホームページなどは順次表示を変更して、平成30年4月1日にはその他の印刷物も含め、全ての表示について名称変更をい

たします。また、平成30年度からは笠松町地域振興公社へ一部業務を委託する予定でございます。

続きまして、5ページから10ページにわたっております第42号議案 岐阜市及び笠松町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱に規定する連携中枢都市圏形成の要件となる連携協約を岐阜市と締結するため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

今回、連携協約に参加するのは3市3町で、山根市、本巣市、瑞穂市、そして北方町、岐南町、笠松町の3市3町であります。なお、オブザーバー参加として2市2町が参加されております。

この連携協約とは、さきの全協で担当部長から御説明したとおり、平成26年5月の自治法改正により導入された制度で、地方自治法第252条の2の規定により、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって、基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結し、自治体同士が1対1でそれぞれの議会の議決を得た上で首長が締結するもので、この連携中枢都市圏の形成においてはこの協約の締結が必須であります。この連携中枢都市と連携市町との連携協約締結により、当該自治体を範囲とする圏域をつくり、町単独では実施が難しくても圏域としての制度により継続的・安定的に事業を推進することができるようにする制度でございます。

本文でございますが、連携協約に規定する事項は、まず冒頭の前文に市町村の名称を明記しております。そして、第1条では、本協約の目的である人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域を形成するということをうたっております。そして、第2条には、相互に協力、連携を図るという基本方針を、そして、第3条、4条、5条では、この連携する取り組みと役割分担、そしてその費用分担について、さらには本協約の推進に関して連絡調整を図るため、毎年度協議を行うことを規定しております。

現在、別表の3つの大分類、そして20の取り組み内容の中で、笠松町は33の事業に参加すべく現在協議中であります。

第6条の関係でございますが、この連携協約の期間は原則として定めないものでありますが、この連携中枢都市圏形成の一方の当事者である市町村から地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を得て連携協約の失効を求める旨の通告があった場合においては、この他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定の期間の経過後に連携協約を失効するという規定をあらかじめ設けておくことは国の要綱上可能であることから、当圏域の場合にも第6条でそれを規定することとなりました。この場合においては、当該通告後、失効まで原則として2年間でございます。

この後、形成するための手続でございますが、こちらも既に6月30日に岐阜市が連携中枢都



市宣言をされております。そして、岐阜市と笠松町が連携協約の締結を今のところ平成29年11月に締結予定であります。そして、平成29年度内に岐阜市がこの連携中枢都市圏ビジョンの策定を行います。

施行期日は、連携協約を締結した日となります。

11ページの第43号議案、議案資料では、9ページから10ページとなっております。

円城寺雨水調整池整備工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、円城寺雨水調整池整備工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

8月21日に仮契約を行っております。

契約金額は、2億9,484万円。

契約の相手方は、岐阜市宇佐南1丁目3番11号の大日本・加藤特定建設工事共同企業体であります。なお、代表構成員は出資割合60%の大日本土木株式会社。構成員は、出資割合40%の笠松町円城寺1433番地の株式会社加藤組であります。

契約方法は、事後審査型一般競争による電子入札を行っております。入札参加希望者は6者で、6者とも入札に参加しております。

工期は、本契約締結の日から平成31年3月20日まででございます。

工事場所は、笠松町円城寺地内。

工事概要は、資料の10ページでございますように、貯留量2,400トンの雨水調整池をつくるという工事一式でございます。

平成29年度は、くい打ち打設等の基礎的な工事が主でございまして、躯体工事等本格的な工事は平成30年度となります。なお、排水路との接続や配水ポンプの設置等の工事は、さらに平成31年度以降ということになります。

12ページの第44号議案 下門間汚水幹線・北及汚水幹線管渠埋設工事請負契約の締結について。議案資料では、11ページ、12ページとなっております。

こちら、地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下門間汚水幹線・北及汚水幹線管渠埋設工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものでございます。

8月25日に仮契約を行っております。

契約金額は1億2,474万円。

契約の相手方は、笠松町円城寺1433番地の株式会社加藤組であります。

契約の方法は、事後審査型一般競争による電子入札で、あわせて特別簡易型総合評価落札方式も採用しております。地域要件とか能力、実績、あるいは表彰実績、消防団員等の地域貢献等、こういったものを点数化して金額だけではなく総合的に落札をしております。詳しくは、

資料をごらんいただきたいと思います。

入札参加希望業者が11者ございまして、入札参加も11者でございました。

工期は、本契約締結の日から平成30年3月23日まででございます。工事場所は、笠松町門間ほか1地内でございます。

工事概要は、推進管渠工が全体では450メートル、開削で行う管渠工は合計で496メートルとなっております。

続きまして、13ページ、議案資料も13ページとなっておりますが、第45号議案 新学校給食センター配膳器具等の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、新学校給食センター配膳器具等の売買契約について町議会の議決を求めるものでございます。

こちら、8月25日に仮契約を行っております。

契約金額は1,598万4,000円でございます。

契約の相手方は、岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社であります。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用による随意契約で、これは同社が製造納品する厨房設備機器に付随して使用する専用備品であるため、こういった随意契約をとらせていただきました。

納期は、契約の締結の日から平成30年3月30日までとなっております。

納期場所は、新学校給食センターであります。

購入する内容につきましては、洗浄機対応の4種類のかごと、それから2種類のステンレス角型二重食缶、そしてスライサーのオプションでございます。

14ページの第46号議案 新学校給食センター給食用備品等の売買契約の締結について。

議案資料では14ページ、15ページとなっております。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、新学校給食センター給食用備品等の売買契約について町議会の議決を求めるものでございます。

こちら、8月25日に仮契約を行っております。

契約金額は1,047万6,000円でございます。

契約の相手方は、岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社であります。

契約の方法は、指名競争入札を行っております。8者指名して、入札参加も8者でございました。

納期は、契約締結の日から平成30年3月30日までであります。

納入場所は、新学校給食センター内でございます。

購入するものでございますが、御承知のように食器は磁器製のものを3種類使っているわけですが、今回新たにこの角ランチ皿を購入いたします。そして、オールステンレス二重保温食缶、これは調理御飯を入れるものを購入いたします。そして、真空断熱ステンレスフードジャー15個、これについてはアレルギー対応用ということで購入させていただきます。あと、ホテルパンを2種類、そして白衣を20人分、その他一式を購入させていただきますという内容でございます。

それでは、15ページからの第47号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は1億9,478万8,000円となっております。

いつものように、歳出から先に説明させていただきます。

20ページになるかと思いますが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第8目 諸費でございますが、こちらは春日東陽常盤町内会から要望のありました地区集会所の修繕工事に対して助成するため、地区集会所改修補助金を55万2,000円増額するものでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、2つの補正をさせていただきます。政府共通ネットワークIPアドレス領域拡大に伴い、庁内のLGWAN機器を設定変更する委託料をまず15万2,000円増額させていただきます。そして、この後、全協でも御説明させていただきますが、子育てワンストップLGWAN-ASPサービスを利用する際、個人番号利用事務系ネットワークをこのLGWANに接続するため、新たに特定通信ファイアウォールを設定する委託料を47万円増額させていただきます。

21ページの一番上ですが、総務費の中の第3項 徴税費、第1目 税務総務費でございますが、こちらは法人町民税予定申告額に対し、確定納税額が減額したことや、過去の町民税の更正などによる減額更正に伴い、過年度の税に係る還付金が不足する見込みとなったため、償還金利子及び割引料を200万円増額して、当初からの分と合わせて900万円とさせていただく補正でございます。

そして、その下に第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらは本人からの届け出により住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記することができるよう、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修委託料を589万7,000円増額するものであります。国から限度額の補助でございますが、276万円の補助を予定しております。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中で、まず年金生活者等支援臨時福祉給付金が事業確定いたしましたので、こちらは返還になりますが、償還金利子及び割引料を411万円増額させていただきます。こちらは、1人3万円を交付するもので、高齢

者向け給付金については1,983人、それから障害者等のほうは80人の実績でございました。そして、平成29年度国民健康保険関係の準備事業補助金の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を342万6,000円減額させていただきます。そして、介護保険特別会計の平成28年度事業精算に伴い、繰出金を30万円減額させていただきます。

そして、4目の障害福祉費の関係でございますが、まず障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う障害者自立支援給付システムの改修経費の確定に伴い、委託料を38万1,000円増額させていただきます。こちらは、平成30年4月からの改正にあわせてシステムを改修するものでございます。そして、岐阜地域児童発達支援センター（ポッポの家）の利用者増に伴い、負担金を190万円増額させていただくものです。当初2名であったものが4月から4名になり、そして9月から5名、そして予備1名を見込んだ金額となっております。それから、平成28年度障害者自立支援給付費等の精算を1,848万8,000円増額させていただいております。

それから、5目の福祉医療費、こちらも平成28年度の福祉医療費助成事業の補助金の精算に伴い、返還が生ずるため、600万円強増額をさせていただいております。

そして、8目の後期高齢者医療費につきましては、平成28年度の精算に伴い、こちらは追加納付が必要となったため、療養給付費負担金を500万8,000円増額させていただきます。

そして、22ページの一番上ですが、第2項 児童福祉費、第3目 子育て支援推進費でございますが、こちらは平成28年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い、返還金が生ずるため、記載の金額を増額させていただいております。

それから、第4款の衛生費の関係で、こちらも補正しておりますが、こちらは平成28年度の未熟児養育費給付事業の精算に伴い、返還が生ずるため、80万円弱増額をさせていただいております。

そして、第11款 諸支出金、第1項 普通財産取得費、第1目 土地取得費であります。こちらにつきましては、この後、全協でも御説明いたしますが、笠松町土地開発公社の解散を現在検討しており、解散するに当たり、町の依頼に基づき公社が先行取得している土地を買い受けるため、土地購入に係る役務費と公有財産購入費を増額させていただきます。

3件ございまして、場所的には2カ所ですが、笠松町桜町95番地で、旧貿易組合の跡地を岐南町からと柳津町から購入した分、そして笠松町緑町70番地、緑会館の駐車場用地として購入した分を買い戻しをすべく予算を組ませていただきました。

全体的には、先ほど言いました金額が書いてございます1億776万4,000円の公有財産ですが、この内訳としては、土地代は1億428万3,000円、この購入に当たった諸経費が7万8,891円、それから今日までの利息が304万2,389円ということで、平成15年度以降は町の土地開発基金を活用させていただきましたので、利息は発生しておりません。

以上が、土地開発公社解散関係の予算でございます。

第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、前年度繰越金を全額計上し、今回の増額補正の財源に充てました後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を4,278万8,000円増額させていただいております。

それでは、歳入のほうでございますが、歳出のほうで触れなかったもののみ御説明させていただきます。

19ページの第17款 繰入金でございますが、こちらは、介護保険特別会計の平成28年度事業精算に伴い、一般会計へ返還が生じたため、介護保険特別会計繰入金を1,263万6,000円増額させていただいております。

20ページの第20款 町債でございますが、こちらは臨時財政対策債発行可能額の確定に伴いまして、臨時財政対策債を2,695万6,000円減額するという補正でございます。

あわせて、ちょっと飛んで申しわけないですが、18ページの地方債補正でございますが、臨時財政対策債を3億3,190万円から3億494万円に変更するという補正を行っております。

以上が、一般会計の補正予算でございます。

23ページから26ページにわたっております第48号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、補正額は53万円であります。

こちらまず歳出のほうからでございますが、平成29年度国民健康保険制度関係の業務準備事業費補助金の交付決定に伴いまして、こちらは財源内訳補正を行います。内容は、先ほど一般会計でお話ししたものでございます。

そして、平成28年度退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴い、返還が生ずるため、53万円増額させていただきます。

歳入につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、一般会計繰入金を同額減額するとともに、今回の増額補正の財源として前年度繰越金を充てるため、繰越金を53万円増額させていただいております。

以上が、国保の補正でございます。

そして、27ページから32ページにわたっております第49号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、補正額は7,364万4,000円であります。

まず、歳出のほうでございますが、平成28年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金、並びに一般会計繰入金の精算に伴いまして、負担金等償還金を5,285万5,000円、及び一般会計繰出金を1,263万1,000円増額させていただきます。

また、前年度繰越金を全額予算計上して今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるため、基金積立金を815万8,000円増額させていただきました。

歳入につきましては、前年度事業精算に伴い、一般会計繰入金を30万円減額、そして前年度繰越金を全額予算計上することに伴いまして、繰越金を7,395万円増額させていただいております。

33ページから37ページにわたる第50号議案から第54号議案までの決算認定の5議案については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員さんの意見をつけて町議会の認定に付するものでございます。

また、第55号議案、38ページですが、水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員さんの意見をつけて町議会の認定に付するとともに、剰余金の処分について町議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、第50号議案 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についてから第54号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して説明させていただきます。

お手元の平成28年度決算説明資料により御説明いたします。

まず、1ページから2ページをごらんください。

一般会計と4つの特別会計の決算を総括した表でございます。

5つの会計の決算額の合計は、歳入総額140億7,936万5,273円、前年度に比べ0.6%の増、歳出総額は134億3,333万3,635円で、前年度に比べ2.1%の増、歳入歳出差引額は6億4,603万1,638円となりました。下の円グラフは、各会計の歳入及び歳出決算額の構成割合をあらわしたものでございます。

次に、3ページから4ページをごらんください。

こちらは、一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計は78億8,395万2,356円で、予算現額に比べ6億8,432万8,644円の減となっております。

第1款 町税は、収入済額27億5,847万7,363円で、予算現額に比べ6,685万9,363円の増となっております。主な要因は、町民税のうち個人町民税は給与所得額が微増であったものの、分離譲渡所得の大幅増により現年課税分が、調定額が前年度比3,320万円の増、法人町民税は前年著しく納税額が減少していた製造業の一部に回復の傾向が見られ、前年度比1,500万円の増に加え、固定資産税では家屋の新・増築により前年度比1,250万円の増などによるものでございます。また、町税の未収入額は不納欠損額を含め1億3,379万7,205円で、前年度に比べ375

万3,971円、2.9%の増となっております。なお、収納率は95.4%で、前年度と同率でございます。

第9款 地方交付税は11億6,030万7,000円で、予算現額に比べまして6,197万5,000円の増となっております。主な要因といたしましては、ごみ処理施設の稼働停止に伴う増嵩経費、給食センター建設事業費等が特殊財政需要として算定されたことによるものでございます。

第11款 分担金及び負担金は、主に保育料で1億3,501万6,889円、予算現額に比べ213万6,889円の増となっております。未収入額欄に記載された665万3,480円は、保育料・放課後児童クラブ利用料の未収入額で、前年度に比べますと127万9,010円、16.1%ほど減となっております。

第12款 使用料及び手数料は6,367万5,963円で、予算現額に比べまして302万8,963円の増となっております。未収入額欄に記載された12万1,330円は産業廃棄物処理手数料で、こちらは事業者が破産手続中のため未収となっているものでございます。

続きまして、第13款 国庫支出金は9億5,283万1,938円で、予算現額に比べ1億8,316万7,062円の減となっております。国庫支出金の未収入額1億6,457万1,000円は、繰越明許費として翌年度へ繰り越した住基ネットワークシステム事業、臨時福祉給付金経済対策分事業、排水路改良事業、サイクリングロード整備事業、給食センター建設事業の特定財源として収入が見込まれているものでございます。この収入額が、予算現額に対し減となっている要因でございます。

次に、第19款 諸収入は5,030万3,636円で、予算現額に比べ2,002万6,636円の増となっております。主な要因は、福祉医療費等に係る過年度収入、町税延滞金、市町村振興協会市町村交付金などが増加したことによるものでございます。

第20款 町債は7億5,120万円で、予算現額に比べ6億3,871万7,000円の減となっております。主な要因は、繰越明許分の未借入れによるもので、排水路事業で1,180万円、サイクリングロード整備事業で1,410万円、給食センター建設事業で5億9,520万円に係るものでございます。

続きまして、5ページから6ページをごらんください。

こちらには、一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示させていただいております。

支出済額の合計は74億5,086万5,984円、歳出予算の執行率は87.0%となっております。

なお、翌年度繰越額欄に計上してあります総務費の169万9,000円は、住基ネットワークシステム事業、民生費の5,830万1,000円は、臨時福祉給付金経済対策分事業費、土木費の5,849万1,000円は、排水路改良事業費及びサイクリングロード整備事業費、教育費の7億4,628万2,000円は、給食センター建設事業費を繰り越したものでございます。

本年度は、翌年度繰越額が8億6,477万3,000円と、予算現額に対し大きな額となっております。

すので、執行率を引き下げる要因となっております。

歳出の詳細につきましては、後ほど決算認定資料に沿って御説明いたします。

次に、7ページから8ページをごらんください。

地方財政状況調査による普通会計の年度別収支状況を過去5年間分表示しております。

平成28年度の状況といたしましては、平成28年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄は4億3,308万6,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源でありますD欄の7,292万2,000円を差し引いた額、実質収支E欄は3億6,016万4,000円となりました。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額である単年度収支F欄は2億2,752万3,000円の赤字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄の2億713万7,000円を加え、基金取り崩し額I欄の2億668万5,000円を差し引いた額、実質単年度収支は2億2,707万1,000円の赤字となりました。

続きまして、以降9ページから24ページには、決算データといたしまして、それぞれの決算額の多い順でありますとか歳出の性質別の経費、目的別の経費等を過去の推移等を含めて掲載させていただいておりますので、こちらはまた後ほどお目通しのほどをよろしく願いをいたします。

○議長（古田聖人君） 説明の途中ですが、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、続きまして、25ページから26ページをごらんください。

上段には給与費を表示いたしております。共済費を含みます給与費の合計額は8億3,512万9,378円で、前年度に比べまして65万2,394円、0.1%の減となっております。また、職員数は平成28年4月1日現在127人で、年度内に10人が退職し、新年度10人を採用いたしましたので、平成29年4月1日現在の職員数は127人となっております。

下段には、町債の状況を表示いたしております。平成28年度末現債額は66億5,697万5,400円、前年度に比べまして2億9,717万8,279円、4.7%の増となりました。平成28年度中の起債額は、総務債で県防災情報システム更新事業1件で1,160万円、臨時財政対策債2件で3億1,070万円、情報セキュリティ強化対策事業1件で3,710万円、計4件で3億5,940万円となっております。

次に、土木債では運動公園改修事業で1,440万円、サイクリングロード整備事業2件で3,550万



円、排水路改良事業 1 件で3,330万円、計 4 件で8,320万円となっております。教育債は、給食センター建設事業 2 件で 3 億860万円、合計は10件で 7 億5,120万円となっております。

一方、平成28年度中の償還完了は、土木債が 1 件、消防債が 1 件、教育債が 1 件、計 3 件でございました。よって、借入件数は10件借り入れ、3 件完了いたしておりますので、前年度に比べまして 7 件増の90件となっております。

続きまして、一般会計の歳出につきまして御説明をさせていただきますので、飛んでいただきまして、決算認定資料の47ページをごらんください。

昨年度の決算議会におきまして、よりわかりやすい説明資料をとの御意見をいただきましたので、今年度より各事業の概要説明を明記、施策、事業の成果について説明文を添えさせていただきますので、御参照ください。また、従来より主に前年度対比で決算説明をさせていただいておりましたが、決算年度における重点事業、新規事業などの執行状況等を主に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、平成28年度から29年度への繰り越し事業につきましては、該当いたします款・項の欄に翌年度への繰越明許費、明許額と表記をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、49ページをお開きください。

第 6 目 防災対策費の防災備品管理事業では、A E D の機器更新に加え、特に防災備品、備蓄品の充足に努めさせていただきました。水、アルファ米、乾パンのほか、避難所での生活を考慮いたしまして、簡易エアマット、避難所特設公衆電話を購入、配備させていただいたところでございます。

自主防災組織育成事業では、防災士の資格取得や自主防災会の備品整備に対し助成を行い、地域防災力の向上を図りました。町内の防災士の皆さんによる防災士会も組織されており、有事の際はもちろん、平時におきましても各地域で開催される防災訓練への参加協力のほか、防災講演会の開催などにも御協力をいただいております。

防災行政無線管理事業（同報系）では、災害時に有力な情報伝達手段となる防災行政無線について、平成27年度から 2 カ年をかけまして行政無線デジタル化整備工事を実施いたしました。屋外子局の更新・増設により、住民の皆さんのさらなる安全確保を推進してまいります。

次に、51ページをごらんください。

第 7 目 国際交流事業費の青少年海外派遣事業グアムでは、平成27年12月11日に姉妹校締結後初めての派遣で、10月 9 日から12日の日程で中学校生徒21名を派遣いたしました。お互いの生徒たちがより充実した国際交流ができるよう、引き続き支援をしてまいります。

その下の国際交流促進助成事業では、平成28年度から新規事業として町内在住の中学生の英語能力の向上を図るため、英検受験料の一部を助成させていただきました。72名の方に助成を

させていただきました。特に、費用助成にとどまらず、英検受験対策事前講座を4回開催させていただいたほか、準会場の指定を受け、笠松中央公民館で英語検定を実施するなど、英語検定受験を支援、促進させていただいたところでございます。

第2項 企画費、第1目 企画総務費、情報化推進事業では、セキュリティ強化対策として町内業務系ネットワークとインターネット系を分離することにより、個人情報保護等のセキュリティが確保された情報ネットワーク基盤を構築させていただきました。

次に、53ページをごらんください。

かさまつ応援事業では、サポーター事業者の皆さんの御協力をいただき、4,082件のお礼の品をお届けいたしました。応援寄附金は2,768件、3,081万3,001円の寄附をいただきました。寄附金は基金に積み立て、年度末の基金額は8,709万5,393円となっております。また、御寄附いただきました皆様へは寄附金を活用して実施させていただいた事業の報告や、笠松力検定のテキストなどを送付させていただき、笠松町のPRを行うとともに、引き続き笠松町を応援していただけるよう努めさせていただいております。

笠松力検定事業では、平成28年度から町内小学校の6年生を対象に実施しているキッズ検定の合格者である笠松中学校生徒のうち、1・2年生を対象に、さらに郷土への興味や関心を高め、まちの魅力を再発見することを目的にビギナー検定を実施させていただきました。

続きまして、公共施設等総合管理計画策定事業は、今後の公共施設等のあり方を示す計画で、平成27年、28年度2カ年事業として計画策定を進め、平成29年3月に策定いたしました。今後は、この計画に基づき、個別施設計画の策定など公共施設の管理を行ってまいります。

第4目 地方創生推進事業費では、地方創生推進事業といたしまして、人口減少対策を行う地方創生の交付金を活用した事業としてコミュニティサイクル社会実験、まちめぐり支援アプリの開発などの事業を実施させていただきました。コミュニティサイクル事業は、平成28年10月から29年1月の3カ月にわたり、ふらっと笠松、みなと公園あずまや、役場、松枝公民館、総合会館の5カ所にサイクルポートを設置し実施いたしまして、期間中1,006台の御利用をいただきました。

また、道路環境調査では、道路の現状評価及び役割分担の検討を行い、自転車走行空間の整備について検討を加えさせていただきました。今後、自転車の通行環境整備に役立ててまいりたいと思います。今年度も、コミュニティサイクルについては社会実験を実施中ですので、これらを踏まえまして、今後方向性を見出してまいりたいと考えているところでございます。

また、まちめぐりアプリの開発につきましては、岐阜工業高校の生徒の皆さんや、4回のアイデアソンの開催によりさまざまな年代の皆様からアイデアをいただきながら開発を進めさせていただきました。今後は一層、アプリをブラッシュアップしながら、特性を生かした活用が

できるよう努めてまいりたいと考えております。

地方創生推進事業につきましては、引き続き地域の強みである歴史や文化を生かしながら人口減少を克服し、今後も持続的な発展を遂げるため、各種施策に取り組んでまいります。

続きまして、55ページをごらんください。

第4項 戸籍住民基本台帳費、こちらで翌年度への繰越明許額169万9,000円は、先ほど来御説明申し上げております住民基本台帳事務事業ネットワークシステム事業費を平成29年度に繰り越して実施をさせていただくものでございます。

第1目 戸籍住民基本台帳費の中では、マイナンバーカード発行枚数でございますが、こちらのほうは1,249枚を発行させていただきまして、年度末におきましては累計1,710枚の交付状況となっております。

続きまして、57ページをごらんください。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、こちらの翌年度への繰越明許額5,830万1,000円は、第9目の臨時福祉給付金給付事業費を平成29年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、61ページをごらんください。

第9目 臨時福祉給付金給付事業費、こちらは消費税の引き上げによる低所得者の負担に配慮いたしまして、暫定的、臨時的な措置として給付金を支給させていただきました。支給額は3,000円で、支給者数は3,171人で行いました。経済対策分につきましては、先ほど申し上げたとおり平成29年度に繰り越して実施するもので、平成28年度におきましては給付金を支給するための体制整備に係る準備費用を支出いたしております。支給額は1万5,000円で、支給者数は3,700人を想定しているところでございます。

第10目 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい方を支援するため、給付金を支給させていただきました。対象者は高齢者の年金受給者、あるいは障害遺族年金等の受給者の皆さんで、支給額は3万円で、支給者数は2,063人で行いました。

次に、63ページをごらんください。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の保育総合支援事業では、保育所の施設改修事業、松枝保育所の火災受信機の取りかえ工事及び屋内消火栓配管取りかえ工事に対しまして、工事費の2分の1を助成させていただきました。保育所施設の整備を支援することによりまして、より快適な保育環境の維持・確保にも努めておるところでございます。

続きまして、67ページをごらんください。

第3目 子育て支援推進費の中で、子育て短期支援事業では、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会が実施する、保護者の疾病などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難な場合に児童を入所させ保護する子育て短期支援事業の施設整備に対しまして、支援をさせ

ていただきました。

第2項 児童福祉費におきましては、ただいま申し上げました事業のほか、延長保育の充実や放課後児童クラブにおいて、全ての学校休業日に6年生までの児童の受け入れ、多子世帯に対する保育料や病児・病後児保育の利用料の軽減など、安心して子育てできるまちとなるよう各種施策の充実に努めました。

次に、69ページをごらんください。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の第1目 保健衛生総務費の母子保健健康診査事業では、平成27年度から新たに実施しております一般不妊治療費助成事業によりまして、10人の方が妊娠をされております。こういった事業を継続しながら、住民の方の願いがかなうように支援してまいりたいと思っています。

次に、71ページをごらんください。

こちら、第4目 地域医療対策費、公的病院等補助事業では、昨年度まで笠松町単独の事業として実施しておりましたが、平成28年度からは岐南町、羽島市と共同して支援することにより、地域救急医療体制の確保に努めさせていただきました。

続きまして、73ページをごらんください。

第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費、ごみ収集・処分事業につきましては、岐阜羽島衛生施設組合のごみ焼却施設の稼働停止により、県外民間施設において処分を行っています。これに伴いまして、積みかえ施設の維持管理及び県外施設への運搬などに係る費用が増加いたしております。なお、ごみの処理につきましては、滞りなく円滑に実施することができました。

次に、75ページをごらんください。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございますが、こちらの機構集積支援事業では耕作放棄地の解消を図るため、県の補助メニューを活用し、相続人不明の農地について調査を行いました。調査結果をもとに、農地利用状況調査を実施いたしました。今後につきましては、地権者に機構集積に向けた説明を行い、担い手とのマッチング等を進めてまいりたいと考えております。

第3目の農業振興費では、農業再生事業に記載してございますように、平成28年度生産確定数量は379トンで、前年度に比べ14トンの減となりました。平成28年の水稻生産目標面積85ヘクタールに対し、水稻作付確定面積は82ヘクタールで、生産調整は達成されているという状況でございます。

次に、77ページをごらんください。

第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費で、消費者行政推進事業では、近年拡大を見せる特殊詐欺、悪質商法などによる消費者被害を防止するため、電話による相談に加え、毎月第1・第3月曜に消費者生活窓口を開設し、安全・安心に暮らせる地域づくりに努め

させていただきました。

次に、79ページをごらんください。

第7款 土木費、第2項 道路橋梁費の第3目 交通安全施設費では、街路灯管理事業につきまして、平成27年度に実施いたしました街路灯のLED化による省エネ効果といたしまして、前年度1,500万円ほど支出しておりました電気料金が、今年度は約500万円の支出で、約1,000万円ほどの削減をすることができました。

第3項 河川費、翌年度への繰越明許額3,429万9,000円は、第2目 河川新設改良費の排水路改良事業として円城寺地内の雨水幹線整備工事などを平成29年度に繰り越して実施するものでございます。

81ページをごらんください。

第2目の河川新設改良費、排水路改良事業につきましては、浸水対策のため笠松町流域関連公共下水道雨水事業計画に基づき、雨水調整池上流部の排水路整備を実施いたしました。

第4項 都市計画費の翌年度への繰越明許額2,419万2,000円は、第2目 公園費のサイクリングロード整備事業として設計業務委託及び整備工事を平成29年度に繰り越して実施するものでございます。

第1目 都市計画総務費の下水道事業繰出金は、平成28年度下水道事業特別会計において資本費平準化債1億5,000万円を起債し、借入れを行ったことによりまして減少をいたしております。

第2目 公園費では、サイクリングロード整備事業につきましては、蘇岸築堤記念公園の改修や中継拠点の交差点改良及び周辺整備を行い、河川環境楽園へ向けた整備を進めてまいります。また、運動公園改修事業では、幼児対象の複合遊具を整備し、引き続き町内外から多くの皆さんが集い、楽しい親子の触れ合いの場となるよう整備を進めさせていただきたいと考えております。

第8款 消防費、第1項 消防費の第1目 非常備消防費の消防団活動事業では消防団活動の充実強化を図るため、装備を改善するとともに消防団員の処遇改善に努めました。また、昨年末に新潟県糸魚川市で発生いたしました大火を受け、木曾川を水利とした長距離送水訓練を実施するなど、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めているところでございます。

次に、85ページをごらんください。

こちら、第9款 教育費の第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、情報教育ネットワーク事業で電子黒板、タブレット端末を全普通教室に配備し、ICT環境を整備し、情報社会の進展などの社会変化を踏まえた特色ある事業を展開し、学習に対する児童の興味・関心を高め、学力、意欲の向上のみならず、教師の授業能力の向上など、各学校が常に工夫・改善を図りながら社会変化に対応した教育活動を推進しております。

次に、87ページをごらんください。

第3項 中学校費、第1目の学校管理費におきましても、小学校と同様、ICTの環境整備を実施させていただいたところでございます。これらの事業につきましては、次代を担う子供たちへの事業ということで、かさまつ応援寄附金を充当させていただいて、事業を実施させていただいたところでございます。

次に、第4項 学校給食センター費、翌年度への繰越明許額7億4,628万2,000円は、給食センター建設事業として建築工事費などを平成29年度に繰り越しして実施するものです。

次に、89ページをごらんください。

給食センター建設事業では、新施設を建設するための用地買収を行い、造成をした後に建築工事の契約を締結いたしました。先ほど申し上げましたとおり、平成29年度に事業費用を繰り越し、平成30年4月からの給食開始に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、91ページをごらんください。

第5項 社会教育費の第2目 公民館費では、町づくりの担い手育成事業として、今後のまちづくりを見通したときにまちづくりの担い手、後継者の育成と主体的に学び続ける人の裾野を広げることが急務であるとの認識のもと、県と協力をいたしまして笠松町の課題や未来について調査・研究を行い、自由に議論・方策を考える場を設け、研修及び実践活動を実施いたしました。

次に、93ページをごらんください。

第10款 公債費は、借入先別元金及び利子の償還額、年度末未償還元金は表に記載のとおりでございます。

第11款 諸支出金につきましては、年度内におけます余剰財源、基金利子、特定目的寄附金を積み立てさせていただいております。

続きまして、特別会計の決算状況について御説明をいたしますので、戻っていただきまして27ページをごらんください。

国民健康保険特別会計は、歳入総額31億3,047万6,012円で6.3%の減、歳出総額は30億1,884万9,998円で5.8%の減、差引額は1億1,162万6,014円でございます。歳入総額の19.6%を占める国民健康保険税は、収入済額で6億1,181万6,037円、4.3%の減となりました。平成28年度の医療給付費分の税率は、所得割6.0%、資産割が35.0%、均等割2万4,000円、平等割3万4,000円、限度額は54万円でございます。収納率の合計は72.3%で、0.9%の減。未収入額は2億3,384万5,334円で、前年度に比べ21万8,670円、0.1%の増となっております。

次に、30ページをごらんください。

こちらのほうの被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計は、30ページの上のほうの欄でございますが、1人当たりで29万519円で、前年度比では0.9%の減でございます。

次に、31ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額2億4,994万9,218円、7.4%の増、歳出総額は2億4,930万2,162円で、7.8%の増。差引額は64万7,056円でした。歳入総額の70.6%を占める後期高齢者医療保険料は、収入済額で1億7,654万3,600円、保険料率は、所得割が8.55%、均等割が4万2,960円、限度額は57万円となっております。また、収納率の合計は99.2%で、0.5%の増でした。未収入額は140万7,600円で、前年度に比べ76万2,100円、35.1%の減でした。

次に、34ページをごらんください。

こちらのほうは笠松町の保険料で、平成28年度平均被保険者数は2,908人でした。お1人当たりの保険料は6万234円、広域連合全体では、平成28年度平均被保険者数は28万6,061人で、1人当たりの保険料は5万9,336円という状況となっております。

次に、35ページをごらんください。

介護保険特別会計では、歳入総額が17億9,107万1,108円で、1.0%の増、歳出総額は17億1,711万9,351円で、0.3%の増でした。差引額は7,395万1,757円、歳入総額の22.8%を占めます介護保険料は、収入済額で4億808万8,600円でした。また、介護保険料は第5段階の基準年額で6万7,800円です。収納率の合計は97.4%で、前年度に比べ0.1%の減でした。未収入額は1,085万800円で、前年度に比べ68万900円、6.7%の増でした。

次に、37ページ、38ページをごらんください。

こちらのほうは、介護サービス費の状況をお示ししております。38ページの一番上、合計のところをごらんいただきたいと思います。介護サービス費の受給者1人当たり月平均合計で14万8,516円、前年度に比べますと10.7%の減という状況となっております。

次に、39ページをごらんください。

こちらのほうは、下水道事業の特別会計でございます。

歳入総額10億2,391万6,579円、10.1%の増、歳出総額は9億9,719万6,140円で、10.0%の増でした。差引額は2,672万439円となっております。歳入における使用料及び手数料は、収入済額で2億5,441万3,747円、前年度に比べ1.9%の増でした。使用料の収納率は98.5%、未収入額は388万3,685円で、前年度に比べ41万2,901円、11.9%の増となっております。

また、平成28年度末の下水道整備率は、全体の計画区域面積683ヘクタールに対しまして73.6%、認可区域面積668.4ヘクタールに対し75.2%、水洗化率におきましては、人口ベースで81.0%となりました。町債の状況につきましては、平成28年度末現債額が48億1,211万5,129円で、前年度に比べますと6,617万998円の減となりました。平成28年度中の起債額は、公共下

水道事業 2 件、木曾川右岸流域浄水事業 1 件、資本費平準化債 1 件、計 4 件で、3 億 570 万円  
でございました。また、平成 28 年度中の償還完了が 3 件ございます。差し引きで未償還件数は  
1 件増の 124 件となっております。

次に、42 ページをごらんください。

こちらには、財政関係指数の推移を 5 年間分表示させていただいております。

平成 28 年度は一番右端でございますが、こちらのほうの上から 4 段目、財政力指数について  
は 0.70、こちらは数値が高いほどよいとされ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去  
3 年間の平均数値でございます。平成 27 年度のデータになりますが、県平均は 0.52、笠松町は  
前年は 0.69 でございますので、上から 12 番目といった状況となっております。

その下の経常収支比率は 91.3% ということで、こちらのほうは前年に比べ数値が上昇して  
おります。この要因といたしましては、歳入面で経常一般財源であります町税は増加したものの、  
地方交付税、地方消費税交付金、臨時財政対策債が減少し、一方、歳出面では可燃ごみの処理  
業務委託料の増加や、公債費が増加したことによるものでございます。分母である経常一般財  
源が減少し、分子であります経常経費充当一般財源が増加いたしておりますので、結果的に比  
率が上昇しているというものでございます。

次の、実質公債費比率は 5.9% でございます。一般会計、特別会計、または一部事務組合  
への繰出金を含めた公債費の標準財政規模に占める割合でございます。公債費が増加して  
おりますので、当然比率のほうも上昇しているというものでございます。

最後、将来負担比率 95.2%、こちらのほうも前年に比べ数値が上昇いたしております。こ  
ちらのほうは運動公園改修事業、サイクリングロード整備事業、排水路改良事業ですとか、学校  
給食センターの建設事業等、普通建設事業の実施に伴う起債によりまして、地方債残高が増加  
したため、数値が上昇しているというものでございます。

続きまして、決算財産に関する調書について御説明をいたしますので、恐れ入ります、今  
度はちょっと冊子が違います。平成 28 年度の一般会計歳入歳出決算の 84 ページ、85 ページを  
ごらんください。

決算財産に関する調書の 1. 公有財産、土地及び建物につきましては、土地の中の行政財産、  
学校で 18.67 平米の減がございました。これは、無動寺地内の下羽栗小学校敷地を用途廃止し、  
払い下げたことによるものでございます。衛生施設の 25.00 平米の増は、北及地内の墓地敷地  
として寄附をいただいたものでございます。同じく土地の普通財産、その他の土地で 2,442.56  
平米の増は、1 つは円城寺地内の学校給食センター用地として購入した用地で、2,442 平米の  
増、もう一つは田代地内の福祉健康センター職員駐車場用地を合筆、地目変更等した際に生じ  
ました土地で、0.56 平米の増によるものでございます。

また、建物の木造、普通財産で 38.01 平米の減は、昨年度空き家対策として購入いたしまし



た宮川町60番地の空き家を解体したことによるものでございます。

次に、86ページ、87ページをごらんください。

2番の有価証券は、年度中の増減はございません。

3番の出資による権利の出捐金は、2万円は岐阜県信用保証協会への増額分でございます。

2の物品、自動車は貨物で1台購入、2台を老朽化により廃止させていただきましたので、差し引き1台の減となっております。パーソナルコンピューターにつきましては、地方公共団体セキュリティ強化対策事業により、インターネット専用端末を52台購入させていただきましたので、合計432台となっております。

次に、88ページ、89ページをごらんください。

こちらには、基金の状況を記載させていただきました。

平成28年度年度末における基金の状況は、23件で、19億2,077万6,664円となっております。27年度より7,998万9,981円の増となっております。

最後に、90ページから91ページをごらんください。

こちらのほうには、高額療養費資金貸付基金と土地開発基金の運用状況を記載しております。決算年度中の増減、運用等はございませんでした。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古田聖人君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 私のほうからは、平成28年度水道事業会計決算について御説明をさせていただきます。

決算報告書、この決算書類に係ります消費税の取り扱いについては18ページ、それから会計方針などの注記につきましては29ページのほうに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、1ページから4ページの決算報告書について御説明をさせていただきます。

1ページ、2ページの水道事業収益は、決算額2億7,783万8,032円で、対前年度比6.2%の増。水道事業費用は、決算額2億1,007万2,278円で、対前年比6.7%の減となりました。詳細につきましては、5ページのほうで説明をさせていただきます。

続いて、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入は、決算額3,323万5,920円で、対前年度比31.0%の減となりました。これにつきましては、排水路工事に伴う水道管の支障移転工事が減少になったことに伴うものでございます。

資本的支出につきましては、決算額1億2,404万3,376円で、対前年比10.9%の減となっております。主な建設改良工事の内容につきましては、13ページ、それから償還金等につきましては、27、28ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで、資本的収入が資本的支出に不足する額9,080万7,456円につきましては、損益勘定留保資金の過年度分において補填をしております。

続いて、5ページのほうをごらんください。

財務諸表では、1年間の経営成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、営業活動によってどれだけの効果があったかを示しております。損益計算書についてですが、節別の明細は附属書類の21ページ以降にあるので御参照いただきたいと思っております。

営業収益は1億9,663万2,720円で、対前年比0.7%の増となっております。営業収益の大部分を占めます給水収益については0.2%の増で、微増となっております。

14ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

業務量の概要がこちらに記載されておまして、年度末給水戸数は8,755戸と、前年に対して102戸の増。また、年間配水量は前年に対して0.3%減の280万1,585立方となりました。なお、有収率につきましては85.3%で、対前年比0.4%増となっております。配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。また、給水に要する単位費用である給水原価は68.22円となりまして、昨年度の75.09円から減少となり、単位収益である供給単価80.94円を12円72銭下回っております。

5ページのほうにお戻りください。

営業費用は1億9,101万2,023円で、対前年比4.2%減となりました。修繕工事、水源地の電気代が減少したことによるものでございます。

営業外収益は6,329万6,500円で、対前年度比29.5%増となっております。これは、長期前受金戻入及び雑収益における新設給水費の増加によるものでございます。

営業外費用は791万8,467円で、13.7%の減となりました。これは消費税決算整理分が減少したことによる減でございます。

営業利益と営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は6,099万8,730円で、対前年比の71.1%の増となりました。

5の特別利益につきましては1,017万4,773円で、対前年比964万円の増となりました。これは、退職給付引当金において一般会計との取り決めによりまして、退職手当に関する追加負担は全額一般会計に措置することになり、取り崩したものによるものでございます。当年度の純利益は、対前年度138.8%増の7,117万3,503円となりました。前年度繰越利益剰余金の1,287万8,708円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は8,405万2,211円となりました。

続いて、7ページをごらんください。

剰余金計算書は、10ページの貸借対照表に記載されています剰余金の当該年度中の増減や、変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は前年度末残高から前年度処分額400万円を加算し、7,269万円、建設改良積立金の前年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額6,600万円を加算し、2億5,556万5,896円で、当該年度末処分剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,287万8,708円に純利益7,117万3,503円を加えた8,405万2,211円となりました。

次に、8ページの財政的基礎を確立、健全な経営を行うために、毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を得て処分する剰余金処分計算書ですが、当年度の未処分利益剰余金8,405万2,211円を、減債積立金に400万円と建設改良積立金に6,600万円の計7,000万円を積立金として処分し、翌年度への繰越剰余金については、前年度と同程度額の1,405万2,211円にしたいと考えております。

続いて、9ページ、10ページの貸借対照表をごらんください。

固定資産の詳細につきましては25ページ、26ページの明細書のとおりで、有形固定資産の現在高の合計は、対前年度比の0.2%減、25億3,276万6,166円となりました。

流動資産は、対前年比1.6%増の5億871万2,351円となり、その内訳は、現金預金で4億6,816万1,342円、未収金は工事負担金等で、前年度の29.7%減の4,085万7,385円で、主なものにつきましては水道管支障移転工事負担金で、下水道工事に伴うものが2,787万7,823円、排水路改良工事に伴うものが424万8,720円、水道料金の未収金で861万517円、7月末までの納付額は424万4,422円となっており、水道料金の平成28年度現年度分の未収は798万5,585円で、3月末の収納率は96.1%で、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるように努めております。資産の合計は、対前年度比0.1%増の30億4,147万8,517円となりました。

次に、負債の部についてでございます。

固定負債の合計は、対前年度比5%減の4億3,747万8,779円となっています。これは企業債元金償還の減少によるものでございます。流動負債の合計は、対前年度比36.3%減の8,289万6,896円となっています。未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務の営業未払いで1,533万3,152円、消費税未払い分の営業外未払い分で220万円、配水及び配水補助管布設替工事費等のその他の未払い金で5,097万8,763円となっております。繰延収益は、長期前受金が対前年度比0.1%増の10億9,807万5,805円となりました。負債の合計は、対前年度比6,926万円増となります16億1,845万1,480円となりました。

資本の部におきましては、資本合計は10億1,071万8,930円となっております。

剰余金については7ページの剰余金計算書のとおりとなっておりますので、ごらんください。

資本合計は14億2,302万7,037円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の30億4,147万8,517円という平成29年3月31日現在における貸借対照状態となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

11ページ以降につきましては決算の附属書類となりますので、お目通しのほうをお願いいたしまして、御説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（古田聖人君） この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

平成28年度各会計の歳入歳出決算、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、平成28年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） それでは、お手元の「平成28年度決算審査意見について」に基づいて御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして、同法241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成29年8月16、17、18日の3日間にわたり、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので御報告申し上げます。

まず、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

それでは、本年度の一般会計の決算額は、歳入78億8,395万2,356円、歳出74億5,086万5,984円であり、前年度と比較すると、歳入で2.1%、歳出で4.9%以上、上昇しておりました。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入140億7,936万5,273円、歳出134億3,333万3,635円であり、前年度と比較すると、歳入で0.6%、歳出で2.1%上昇しておりました。

また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については、前年度の1億8,301万9,000円の黒字から、2億2,707万1,000円の赤字になりました。

財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率も91.3%で、前年度より8.3%悪化しました。今後、町の財政状況はより厳しい状況になることが思慮されることから、歳入にあつては、一般財源の大半を占める税等の自主財源の確保充実や収入未済額の縮減に最大限努める必要があります。

一方で、歳出にあつては、人件費、扶助費、公債費などの経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策・事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び各特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び使途を整理し、有効な使用方法について調査研究をされるように望むものであります。

また、公有財産についても適正に管理されておるものと思われまます。

最後に、財政健全化法の施行に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月16日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類についても適法にかつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておりません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、水道事業会計につきましても報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成29年8月18日、笠松町役場監査委員室におきまして、平成28年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので御報告します。

事業収益については、給水戸数が前年度対比102戸増加したものの、料金収入である給水収益が前年度対比0.2%の上昇にとどまったものの、収入総額は前年度対比6.2%増の2億7,783万8,032円となっております。

一方、事業費は、総係費が増加したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費、資産減耗費、支払利息などが減少したことにより、支出総額は前年度対比6.7%減の2億1,007万2,278円となり、純利益は7,117万3,503円の黒字決算となっております。これは経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支におきましては、排水路改良工事に伴う水道管の支障移転工事が減少したことに伴い、支出が前年度対比10.9%低下し、工事負担金も減少したことに伴い、収入も31.0%低下しております。

今後の水道事業については、昨年度策定されました水道ビジョン及び経営戦略をもとに、水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強い信頼性の高い水道を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金につきましては滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

以上、審査に付された決算書類はいずれも法令で定める様式に準じ、水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたもので、ここに御報告させていただきます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（古田聖人君） お諮りします。明9月2日から9月12日までの11日間は議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月2日から9月12日までの11日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（古田聖人君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時09分